秩父銘仙こぼれ話 国指定の伝統工芸品へ 6 层

れまでは、江戸時代の話をし

が生まれる明治時代に入ります。 性を学んだ秩父の坂本宗太郎氏が した。 銘仙の生産でしのぎを削っていま 工業大学)の在学中に特許の重要 てきましたが 明治40年、関東の5大産地では 東京高等工業学校 いよいよ「銘仙

0

ばらく独占の制約を受けました。 崎に大きな衝撃を与えるものでし 染」の技術特許を取得したのです るという製造法は秩父の特許でし これは、生産量が1位だった伊勢 て(捺染)、それを解しながら織 たて糸を仮織して、模様を染 足利に先んじて「解し捺 (現東京

柄が得意で

花や植物

秩父銘仙

です。 埼玉県産業技術総合センター ようです。) 製品開発支援担当

日本の明治時代を100年ほどさ

てからよこ糸で織るという技術は

実は、このたて糸に模様を付

ています。

模様を入れる部分併用絣を開発 部分的に摺りこみのピンポイント も独自性を出すために、よこ糸に 用絣の模様銘仙を得意とし、足利

かのぼる18世紀のフランスのリョ

ンで王侯貴族のために織られてい

という織物が原型であることはあ

影

山

和 則

た「シネ・

ア・ラ・ブランシュ

父では機屋と呼ばれることが多いいったのは、まさに銘仙の織元(秩 ようにファッションに目覚めて 性を出すように工夫していました。 競争しながらも、 た日本の若い女性が一気に華やぐ に各産地で 今まで地味な縞や絣柄を着てい の力によるもの デザイン の独自



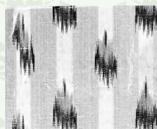
した柄、

崎はたて糸、よこ糸に捺染する併 製法特許を取得しています。

4年にそれぞれ工夫して銘仙

伊勢 0) 足利は大正2年に、伊勢崎は大

シネ・ア・ラ・ブランシュ



採用されま

した。伊勢

院

の制服に

学校や学習 御茶ノ水女

大阪樟蔭女子大学研究紀要第2巻より

か? くかすれた柔らかさは模様銘仙 原型といえる美しさがあります。 まり であった秩父の織元は、フランス 技術を確立していったのです。 織物を研究していたのでしょう 縞や格子など小さな模様が主力 知ら 他産地に先駆けて模様銘仙 れていません。 が薄

中小企業者の皆さんへ 融資制度をご利用ください!

※融資利率等は改定される場合がありますので、申し込 み前に必ずご確認ください。問商工課☎25-5208

, IV.	22) 2	
中小	企業振興資金(秩父市ハイパワー資金)	
【取扱金融機関】商工中金熊谷支店および、埼玉りそな銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、足利銀行、東和銀行の各秩父支店		
資金使途	運転資金・設備資金 (借入金の返済、税金の支払いは対象外となります。)	
主 な 申込要件	①市内に店舗、工場もしくは事業所(法人の場合は本社)を有している、または新たに有しようとしていること②市税を完納していること③本制度による融資を過去に受けている場合は、その融資を完済していること	
融資限度額	運転、設備合わせて2,000万円	
利 率	融資実行時の長期プライムレートと同率 ※利率の2分の1を限度として、融資額に対する年1%分 の利子を市が予算の範囲内で補助します。 (平成28年3月末現在の長期プライムレート0.95%)	
融資期間	運転5年以内・設備7年以内(いずれも据置6か月以内)	
担 保	必要に応じて	
保証人	【商工中金】原則1人以上 【他の金融機関】協議による	
信用保証	【商工中金】必要に応じて 【他の金融機関】原則必要	
①融資実行 2.5%-	i担いただく利子 f時の長期プライムレートが2.5%の場合… 市補助分 1 %=1.5% f時の長期プライムレートが1.2%の場合…	
1 00/ 1-1-1-1 0 0 0 / (#1) = 1 (0) H H		

1.2%-市補助分0.6% (利子率の1/2を限度) =0.6%

小口融資制度・特別小口融資制度

【取扱金融機関】埼玉りそな銀行、武蔵野銀行 利銀行、東和銀行、埼玉信用組合の各秩父支店 武蔵野銀行、 埼玉縣信用金庫、

名 称	小口融資制度	特別小口融資制度	
主 な 申込要件	①継続して1年以上市内に 住所および事業所(法人 の場合は本社)を有し、 かつ、同一事業を営んで いること ②市税を完納していること ③許認可等が必要な業種の 場合、有効な許認可等を 受けていること	左記に加えて ①常時使用する従業員が20 人(商業、サービス業は 5人)以下であること ②本制度による保証の他に 埼玉県信用保証協会の保 証を付した借入金のない こと ③市・県民税の所得割(法人 は法人税割)があること	
融資限度額	運転、設備合わせて1,000万円		
利 率	年1.75% ※市で行う利子補給制度の対象となります。各事業所に対し、年間支払利子の20%(日本政策金融公庫の国民生活事業融資制度と合わせて上限10万円)を市が予算の範囲内で補助します。 20%の利子補給を受けた場合、実際に負担する利率は1.4%です。		
融資期間	運転5年以内(据置6か月以内) 設備7年以内(据置12か月以内)		
担 保	必要に応じて	不要	
保証人	個人:原則として不要 法人:原則として代表者	不要	
信用保証	年0.45%~1.59% (埼玉県信用保証協会の審査 により決定) 当初契約どおりの融資期間内 全額を市が補助します。	年0.7%~0.8% (埼玉県信用保証協会の審査 により決定) に完済すると、信用保証料の	